

# 石狩商工会議所「いしかり共済」

## 独自給付（見舞金・祝金）制度規約

### （目的）

第1条 本規約は、「いしかり共済」の一部をなす見舞金・祝金制度（以下、「本制度」という）の給付内容ならびに給付に関する手続き等を定め、本制度の円滑な運営を図ることを目的とする。

### （対象者）

第2条 本制度の対象者は、「いしかり共済」に加入する当商工会議所の会員事業所の事業主・役員及びその従業員全員（以下、「加入者」という）とする。

### （運営費）

第3条 本制度に係る運営費は、「いしかり共済」の掛金に含まれる制度運営費の一部を充当する。

### （責任開始日）

第4条 本制度の責任開始日は、「いしかり共済」の一部をなす定期保険（団体型）（以下、「団体定期保険」という）の責任開始日と同一とする。

### （保障期間）

第5条 本制度の保障期間は、団体定期保険の保障期間と同一とする。

### （失効）

第6条 団体定期保険が効力を失った場合には、本制度は同時に効力を失う。

### （給付内容）

第7条 本制度の給付内容は「別表1」に定めるとおりとする。ただし、加入後1年未満の加入者は半額とする。

### （給付手続き）

第8条 加入者が見舞金・祝金の支払事由に該当した場合は、会員事業所を通じ、「別表2」に定める書類を商工会議所へ提出し請求を行うものとする。ただし、該当日（病気入院開始日、入籍日、出産日、小学校入学日）より3年を経過した後の請求については支給しない。

### （規約の制定・改廃）

第9条 本規約の制定および改廃は、正副会頭会議の決議により行う。

### （附則）

第10条 本規約は、令和2年4月1日から施行する。

以上

### ■ 病気入院見舞金

加入者が本制度の保障期間中に、病気の治療を目的として4日以上継続入院したときに、次の病気入院見舞金を支払います。

但し、保険期間（3月1日～2月末日）を通して1回の支払いを限度とします。

1口	2口	3口	4口	5口
5,000円	10,000円	15,000円	20,000円	25,000円

なお、加入口数の変更があった場合は、給付要件を満たした継続入院4日目の日が属する月の加入口数を基準に見舞金を支払います。

《病気入院見舞金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は病気入院見舞金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 継続入院の4日目の日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき
- (3) 人間ドックなどの検査入院、通常出産による入院

### ■ 結婚祝金

加入者が本制度の保障期間中に結婚したとき、次の結婚祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに結婚祝金を支払います。

一律
10,000円

《結婚祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は結婚祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 結婚した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

### ■ 出産祝金

加入者が本制度の保障期間中に出産したとき、次の出産祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに出産祝金を支払います。

多子出産の場合は、人数分の出産祝金を支払います。

新生児一人／一律
10,000円

《出産祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は出産祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 出産した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

### ■ 小学校入学祝金

加入者のお子様が小学校に入学されたとき、次の入学祝金を支払います。

夫婦の両者が加入者である場合は、夫婦の両者それぞれに入学祝金を支払います。

新入学生一人／一律
10,000円

《入学祝金を支払わない場合》

加入者が上記の支払事由に該当し請求があった場合でも、次の各号による場合は入学祝金を支払いません。

- (1) 事業主または加入者の虚偽の請求によるとき
- (2) 入学した日が属する月の掛金が入金されず、本制度が失効になったとき

**■ 病気入院見舞金の請求手続**

加入者が病気入院見舞金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金・見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 入院の開始日及び終了日が証明できる診断書、入院証明書、領収書等の原本又はその写し

**■ 結婚祝金の請求手続**

加入者が結婚祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金・見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 婚姻日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、結婚受理証明書等の原本又はその写し

**■ 出産祝金の請求手続**

加入者が出産祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金・見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

なお、請求時には次のいずれかの書類を添付してください。

- 出産日が証明できる戸籍謄本、戸籍抄本、住民票（続柄記載のあるもの）等の原本又はその写し、もしくは母子手帳、健康保険証（続柄記載のあるもの）の写し

**■ 小学校入学祝金の請求手続**

加入者が小学校入学祝金の支払事由に該当した場合は、商工会議所備え付けの「祝金・見舞金請求書」を商工会議所へ提出し請求を行ってください。

- ・ 商工会議所は病気入院見舞金の請求手続に際し、請求の内容について医療機関等に照会することがあります。
- ・ 商工会議所は各見舞金・祝金の請求手続に際し、必要に応じて上記以外の書類の提出を求めることがあります。